



諸外国における租税特別措置等の効果検証に係る調査研究の請負 調査報告書概要

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社
2023年3月31日

目次

1. 本調査の背景・目的と実施概要	P.3
2. 【第2章】租税特別措置等の把握及び整理	P.4
3. 【第3章】効果検証方法の把握及び整理	P.15
4. 【第4章】本調査で得られた示唆	P.28

- 本書は、「諸外国における租税特別措置等の効果検証に係る調査研究の請負」（令和4年度総務省発注業務）の報告書を、概要版としてとりまとめたものである。
- 本調査研究（以下、「本調査」という。）は、公表資料等、既存の文献から把握できる情報を整理したものである。

本調査では、①我が国と諸外国における租税特別措置等の概要、②諸外国における租税特別措置等の効果検証の取組状況を把握し、我が国への示唆を整理した

本調査の背景・目的と実施概要

背景・目的

我が国におけるEBPMは着実に取組事例が増えている一方で、租税特別措置等に関連したEBPMの取組は、諸外国と比較して十分には進んでいない可能性がある。そこで、**諸外国調査を通じて、我が国における今後の取組に向けた示唆を得ることを目的として実施した**

第2章（本資料：P.4～14）

①租税特別措置等の制度の把握・整理

日本及び調査対象国*1における租税特別措置等の制度を比較するため、各国の「社会状況」、「租税制度」、「法人税」及び「租税特別措置等」の4つの内容を調査

➡ 我が国との相違点を整理

租税特別措置等の効果検証方法

租税特別措置等の制度

第3章・第4章（本資料：P.15～32）

②租税特別措置等の効果検証方法の把握・整理

調査対象国における租税特別措置の効果検証の取組内容を「効果検証制度・体制の構築」、「効果検証手法の選択」、「効果検証の実施」及び「効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫」の4つの観点で調査

➡ 参考となる取組を整理

各調査結果を踏まえ、それらに基づいて導かれる**我が国における今後の取組に向けた示唆を導出・整理した**

*1: 本調査における調査対象国は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オランダの計5か国である

本調査で把握できた租税特別措置等に係るデータや適用実態は以下のとおり。我が国と諸外国との主な相違点は次頁にて説明する

【第2章】我が国と諸外国における租税特別措置等の概要

対象国	租税特別措置等に係るデータ			
	出所	租税特別措置等を整理するための分類軸	租税特別措置等の件数 (地方税関連)	適用額又は減収額*1
日本	■ 財務省（2023）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」	税務上の効果ごと（法人税の特例、税額控除、特別償却、準備金等）	81 (0)	約11兆円
	■ 総務省（2023）「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」		243 (243)	約2兆円
アメリカ	■ U.S. Department of the Treasury Office of Tax Analysis（財務省租税分析局）（2021）“Tax-Expenditures-FY2023”	政策分野ごと（エネルギー、農業、社会保障等）	165 (0)	1,416 Billion USD (約184兆円)
イギリス	■ HM Revenue & Customs（歳入税関庁）（2023）“Estimated cost of non-structural tax reliefs (January 2023)”	税目ごと（法人税、所得税、相続税、VAT等）	275 (0)	178 Billion GBP (約28兆円)
フランス	■ République française（予算局）（2022）Evaluations des voies et moyens - tome 2	税目ごと、税務上の効果ごと、政策分野ごと	465 (46)	89 Billion EUR (約13兆円)*2
ドイツ	■ Bundesministerium der Finanzen（連邦財務省）（2021）“28. Subventionsbericht des Bundes”	政策分野ごと、税目ごと	106 (0)	24 Billion EUR (約3兆円)
オランダ	■ Tweede Kamer der Staten-Generaal（下院）（2021）“Nota over de toestand van 's rijks financiën”	税目ごと、政策分野ごと、税務上の効果ごとが混在	104 (0)	111 Billion EUR (約16兆円)
相違点①		相違点②	相違点③	

*1: 適用額は、措置の内容ごとに、所得金額、税額控除額が混在している。減収額は、政府の税収不足金額と認識しているが、詳細は現地当局などの確認が必要と考える。130円/ドル、159円/ポンド、140円/ユーロで換算（日本銀行の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和5年3月中において適用）参照」

*2: この内数として、地方税は1,036 Million EUR（約0.15兆円）の減収と見積もられている

租税特別措置等に関連した主な相違点として、①取りまとめ・公表機関、②租税特別措置等の分類、③報告対象の税（国税・地方税）の3点が挙げられる

【第2章】我が国と諸外国との主な相違点



① 取りまとめ・公表機関

- 中央（連邦）政府等レベルにおいて、租税特別措置等の適用実態を把握している機関としては、我が国では2機関（国税は財務省、地方税は総務省）存在するが、他の調査対象5か国においては原則として1機関のみ（詳細は前頁の表を参照）である



② 租税特別措置等の分類*1

- 我が国では「税務上の効果ごと」で、租税特別措置等が分類・開示されているが、他の5か国においては「政策分野ごと」や「税目ごと」といった様々な分類の組合せで開示されている



③ 報告対象の税（国税・地方税）

- 6か国全てに地方税（州税等）が存在することは確認できているものの、中央政府等レベルにおいて、地方税（州税等）における税負担軽減措置等を報告しているのは日本とフランスのみであり、その他の国では主に国税（連邦税）が報告されている

*1: 租税特別措置等の定義について、各国において表現は異なるが、課税の軽減や繰延等を要因とした歳入の減少となっている。また、法的根拠について、アメリカ、フランス、ドイツでは税法の本則（例、法人税法）のみに規定されている一方、日本、イギリス、オランダでは税法の本則のみだけでなく、別の租税根拠がある

人口や法人数は異なるものの、法人数に占める中小企業の比率はいずれも9割以上を占めている。また、国の会計年度は、3月、9月、12月のいずれかとなっている

【第2章】基本情報及び議会制度等







対象国	面積	人口	法人数	政体及び議会制度	会計年度の決算期	予算等の日程
 日本	37万 8,000km ²	1億2,463 万人	大企業：11,086 中小企業：2,803,190	議院内閣制 二院制	3月	各省庁から財務省への概算要求書の提出（8月）、予算案の閣議決定（12月）、国会審議を経て予算が成立（3月）
 アメリカ	983万 3,517km ²	3億3,189 万人	大企業：26,144 中小企業：4,215,610	大統領制 二院制	9月	各連邦政府機関は予算要求を作成し、ホワイトハウスの行政管理予算局（OBM）に提出（～前年9月）、大統領が予算教書を議会に提出（2月）、議会での審議を経て歳出予算法が成立（9月）
 イギリス	24万 2,741km ²	6,708万人	大企業：6,958 中小企業：2,214,860	立憲君主制 二院制	3月	政府が「歳出見直し（Spending Review：SR）」を踏まえた議定費歳出予算法案を議会に提出（4月）、議会での審議を経て議定費歳出予算法が成立（7月）
 フランス	63万 2,734km ²	6,781万人	大企業：4,882 中小企業：3,043,850	共和制 二院制	12月	政府が予算法案を議会に提出（10月）、議会の審議を経て予算法が成立（12月）
 ドイツ	35万 7,588km ²	8,322万人	大企業：10,861 中小企業：2,464,010	連邦共和制 二院制	12月	政府が予算案と予算法案を議会に提出（8月）、議会での審議を経て予算法が成立（12月）
 オランダ	4万 1,543km ²	1,748万人	大企業：1,852 中小企業：1,350,900	立憲君主制 二院制	12月	予算案・当初予算覚書を議会に提出（9月）、議会での審議を経て予算が成立（12月）

出所）JETRO、OECD.Stat等を基にデロイトにて作成

・法人数については、OECD.Statより、従業員数250人未満を中小企業とする

各国とも法人税の税収割合は約6～12%の範囲であるものの、租税特別措置等の減収額等は、アメリカ、イギリス、フランス、オランダにおいて法人税の金額を上回っている

【第2章】財政及び税収関連情報

対象国	名目GDP (2021年)	歳入 (2021年)	税収 (2021年、 日本のみ2020年)	法人税 (2021年、 日本のみ2020年)	税収に占める 法人税の割合	租税特別措置等による 適用額又は減収額等	歳出 (2021年)
 日本	549,379 Billion JPY (約549兆円)	209,428 Billion JPY (約209兆円)	177,308 Billion JPY (約177兆円)	20,745 Billion JPY (約21兆円)	11.7%	10.8兆円 (国税) 2.4兆円 (地方税)	243,490 Billion JPY (約243兆円)
 アメリカ	23,315 Billion USD (約3,030兆円)	7,664 Billion USD (約996兆円)	6,112 Billion USD (約795兆円)	369 Billion USD (約48兆円)	6.0%	1,416 Billion USD (約184兆円)	10,477 Billion USD (約1,362兆円)
 イギリス	2,270 Billion GBP (約360兆円)	919 Billion GBP (約146兆円)	775 Billion GBP (約123兆円)	61 Billion GBP (約10兆円)	7.9%	178 Billion GBP (約28兆円)	1,103 Billion GBP (約175兆円)
 フランス	2,500 Billion EUR (約350兆円)	1,313 Billion EUR (P) (約183兆円)	1,129 Billion EUR (約158兆円)	63 Billion EUR (約9兆円)	5.6%	89 Billion EUR (約13兆円)	1,476 Billion EUR (P) (約206兆円)
 ドイツ	3,601 Billion EUR (P) (約504兆円)	1,711 Billion EUR (P) (約239兆円)	1,423 Billion EUR (約199兆円)	84 Billion EUR (約12兆円)	5.9%	24 Billion EUR (約3兆円)	1,845 Billion EUR (P) (約258兆円)
 オランダ	856 Billion EUR (P) (約119兆円)	376 Billion EUR (P) (約52兆円)	340 Billion EUR (約48兆円)	33 Billion EUR (約5兆円)	9.8%	111 Billion EUR (約16兆円)	399 Billion EUR (P) (約55兆円)

出所) OECD.Stat等を基にデロイトにて作成。歳入額・歳出額はOECDの国民経済計算 (SNA) の基準による数値







・なお、各国政府のHP情報で確認できた予算額は次のとおり：日本は約114兆円 (2023年度)、アメリカは5,792\$ Billion (約752兆円：2023年度)、イギリスは1,182 £ Billion (約187兆円：2022年度)、フランスは682€ Billion (約95兆円：2023年度)、ドイツは1,875€ Billion (約262兆円：2022年度)、オランダは418€ Billion (約58兆円：2022年度)

・円貨換算には、1ドル=130円、1ポンド=159円、1ユーロ=140円を使用した。日本銀行。*基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (令和5年3月中において適用)

・ (P)は Provisional valueを示し、現地通貨のBillion未満・円換算の兆未満は切り捨て

租税特別措置等の法的根拠には、「税法本則のみ」（アメリカ、フランス、ドイツ）と「税法本則と別の租税根拠」（日本、イギリス、オランダ）の2グループがある

【第2章】租税特別措置等の法的根拠及び定義

対象国	租税特別措置等	
	法的根拠	定義
 日本	税法の本則及び租税特別措置法（地方税法における税負担軽減措置等においては地方税法）	租税特別措置法第1条：「この法律は、当分の間、所得税、法人税、～（中略）～、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法、法人税法、～（中略）～の特例を設けること」と規定
 アメリカ	内国歳入法（IRC）	1974年議会予算法：租税特別措置等を「連邦税法の規定する総所得からの特別な除外（非課税）、免税、控除、または、特別な税額控除、優遇税率、もしくは課税繰延から生じる歳入損失」と規定
 イギリス	税法の本則及び別の租税根拠	租税特別措置等を「経済的又は社会的な目的を達成すべく、政府が特定のグループ、活動、製品に働きかけるために使用する税金の軽減措置」と定義
 フランス	一般租税法典（CGI）	租税特別措置等を、「その実施によって国の歳入が失われ、納税者にとっては、基準、すなわちフランス税法の一般原則を適用した場合と比較して税負担が軽減される立法または規制条項」と規定
 ドイツ	税法の本則	第28回補助金報告書：租税特別措置等を「歳入の減少をもたらす特別な税金の免除」と定義
 オランダ	税法の本則及び別の租税根拠	財務省による報告書（1987）：「法律の定めに従って行われる税収の喪失や税収の先送りをもたらす『政府による支出』と考えられ、税法により企図された租税制度とは一線を画すもの」と定義

我が国の租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則及び租税特別措置法があり、その適用実態報告書については財務省及び総務省から国会に提出されている

【第2章】日本：租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要



日本

租税制度の概要

- 本邦の租税体系は、国税と地方税から成り、さらに、課税対象の違いにより、「所得課税」、「資産課税」、「消費課税」に分類
 代表的な国税・税目と税法：所得税 [所得税法]、法人税 [法人税法]、相続税 [相続税法]、贈与税 [相続税法] 等
 代表的な地方税・税目と税法：都道府県民税、事業税、地方消費税 [地方税法] 等
- 行政機関：税制立案機関は、財務省で、税務執行機関は、国税庁
- 近年の動向：防衛費の増額に対応するため、法人税・所得税・たばこ税の増税を予定している

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
普通法人、協同組合等、公益法人等、人格のない社団等	事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額	23.2%	29.74%	原則として法人の定款等で定める事業年度	原則、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内	申告期限と同様	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則及び租税特別措置法（地方税における税負担軽減措置等においては地方税法）
- 定義：所得税、法人税、～（中略）～、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法、法人税法、～（中略）～の特例を設けることについて規定
- 適用実態の報告：財務省が国税について、総務省が地方税についての租税特別措置等の適用実態を報告
- 近年の動向：令和5年度の税制改正では、イノベーションの促進につなげるため、研究開発税制や投資促進税制などの延長・見直しが図られている。また、人材の活用・育成を実現するため、人への投資を後押しする税制も盛り込まれた

出所) 2023年3月23日時点で有効な法令、令和5年度税制改正の大綱等を基にデロイトにて作成

アメリカの租税特別措置等は、その法的根拠に内国歳入法があり、その適用実態は財務省租税分析局により公表されている

【第2章】アメリカ：租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要



租税制度の概要

- アメリカの租税体系は、「連邦税」、「州税」及び「地方税」で構成
代表的な国税・税目と税法：所得税（income taxes: 個人・法人）[Internal Revenue Code Subtitle A]、遺産税（estate taxes）[同B]等
代表的な地方税・税目と税法：州所得税（income tax: 個人・法人）、財産税（property tax）等
- 行政機関：アメリカの税制は財務省が管轄しており、財務省の外局である内国歳入庁が連邦税に関する執行、徴収を司る
- 近年の動向：「代替ミニマム税（AMT）」が導入されており、課税所得ではなく会計上の利益に対して課税される。適用対象は直近3事業年度の平均調整後会計利益が10億ドルを超える企業等である

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
米国連邦・州法に準拠して設立された法人	事業年度の益金から損金及び損失を控除した金額	21%	27.98%	原則として1年を超えない任意の期間	課税年度後の4か月目の15日(一般に6か月の提出期限の延長可能。)	課税年度後の4か月目の15日(延長不可)	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：内国歳入法（IRC）
- 定義：連邦税法の規定する総所得からの特別な除外（非課税）、免税、控除、または、特別な税額控除、優遇税率、もしくは課税繰延から生じる歳入損失
- 適用実態の報告：財務省租税分析局（OTA）が報告
- 近年の動向：2022年8月に成立したインフレ抑制法（Inflation Reduction Act of 2022）において、クリーンエネルギー活用や省エネ投資に係る税額控除が多数盛り込まれた

出所) 2023年3月23日時点で有効な法令、政府税制調査会の資料等を基にデロイトにて作成

イギリスの租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則及び別の租税根拠があり、その適用実態は歳入関税庁により報告されている

【第2章】イギリス：租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要



租税制度の概要

- イギリスの租税体系は、国税を中心としており、地方行政は歳入援助交付金に大きく依存
代表的な国税・税目と税法：所得税[Income Tax Act 2007]、法人税[Corporation Tax Act 2009,2010]等
代表的な地方税・税目と税法：カウンシル税[Local Government Finance Act 1992]、ビジネス・レイツ[Local Government Finance Act 1988]等
- 行政機関：税制立案機関は、財務省（HM Treasury）で、税務執行機関は、歳入関税庁（HMRC）
- 近年の動向：2023年4月から法人税率が現行の19%から25%に引き上げられる

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
共同体又はパートナーシップ、地方自治体・地方公共団体を除く人格のない社団等	その性質により区分された所得の合計額から一定の経費を差引いた金額	19%	19%	原則として会計年度と同一の12か月間	課税年度の末日から12か月以内	課税年度の末日から9か月と1日以内	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則及び別の租税根拠
- 定義：経済的又は社会的な目的を達成すべく、政府が特定のグループ、活動、製品に働きかけるために使用する税金の軽減措置
- 適用実態の報告：歳入関税庁（HMRC）が報告
- 近年の動向：コロナ禍における企業投資を促すためとして導入された特別償却制度が、2023年3月31日をもって終了する

出所）2023年3月23日時点で有効な法令、政府税制調査会の資料等を基にデロイトにて作成

フランスの租税特別措置等は、その法的根拠に一般租税法典があり、その適用実態は予算局により報告されている

【第2章】フランス：租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要



租税制度の概要

- フランスの租税体系は、国税と地方税から成る
代表的な国税・税目と税法：個人所得税、法人税、付加価値税[Code général des impôts]等
代表的な地方税・税目と税法：固定資産税、住宅税、国土経済拠出金（CET）[Code général des impôts]等
- 行政機関：税制立案機関は、経済・財務・産業及びデジタル主権省で、税務執行機関は、公共財政総局（DGFIP）
- 近年の動向：2018年より段階的に法人税率の引き下げを開始しており、2022年以降は25%まで低減された

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
公開有限責任会社、株式有限責任組合、パートナーシップ等	フランス国内で運営される事業において生じた利益及び二重課税に関する租税条約を考慮に入れて決定	25%	25%	会計年度の12か月間	会計年度が暦年どおりであれば翌年の5月1日 それ以外であれば会計年度終了後3か月以内	申告期限と同様	申告納税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：一般租税法典
- 定義：その実施によって国の歳入が失われ、納税者にとっては、基準、すなわちフランス税法の一般原則を適用した場合と比較して税負担が軽減される立法または規制条項
- 適用実態の報告：予算局が報告
- 近年の動向：2023年財政法において国土経済拠出金（CET）の軽減やエネルギー転換への優遇税制が盛り込まれている

出所）2023年3月23日時点で有効な法令、政府税制調査会の資料等を基にデロイトにて作成

ドイツの租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則があり、その適用実態は連邦財務省により報告されている

【第2章】ドイツ：租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要



ドイツ

租税制度の概要

- ドイツの租税体系は、その収益権の帰属に応じて共有税・連邦税・州税・市町村税に分類
代表的な国税・税目と税法：【共有税】給与税[Einkommensteuergesetz]、所得税[Einkommensteuergesetz]、キャピタルゲイン税[Einkommensteuergesetz]、法人税 [Körperschaftsteuergesetz]等、【連邦税】関税[Zollkodex der Union]等
代表的な地方税・税目と税法：相続・贈与税[Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz]、ビール税[Biersteuergesetz]等
- 行政機関：税制立案機関は連邦財務省（BMF）で、税務執行機関は連邦中央税務庁（BZSt）
- 近年の動向（法人税）：「法人税法の近代化に関する法律」の施行により、パートナーシップの法人としての課税選択できるようになった

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
株式会社、有限会社、株式合資会社等ドイツ法に基づいて設立された法人	法人税法第8条に規定する益金から、第24条、25条に定める損金を控除した額	15%	29.83%	原則として暦年	翌年の7月31日	納税通知書の受領後1か月以内	賦課課税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則
- 定義：歳入の減少をもたらす特別な税金の免除
- 適用実態の報告：連邦財務省（BMF Referat LC 3 (Öffentlichkeitsarbeit)）が報告
- 近年の動向：環境保護やデジタル化への投資に対する特別償却制度の創設が挙げられる

出所) 2023年3月23日時点で有効な法令、政府税制調査会の資料等を基にデロイトにて作成

オランダの租税特別措置等は、その法的根拠に税法の本則及び別の租税根拠があり、その適用実態は下院で公表されている

【第2章】オランダ：租税制度、法人税及び租税特別措置等の概要



租税制度の概要

- オランダの租税体系は、国税を中心にしており、地方税は自動車税・固定資産税等のごく一部のみ存在
代表的な国税・税目と税法：所得税[Wet inkomstenbelasting 2001]、賃金税[Wet op de loonbelasting 1964]、法人税[Wet op de vennootschapsbelasting 1969]等
代表的な地方税・税目と税法：自動車税[Provinciewet 222]、固定資産税[Gemeentewet 220]等
- 行政機関：税制立案機関は財務省で、税務執行機関は国税・関税執行局
- 近年の動向（法人税）：2023年向け税制改正にて、法人税の軽減税率の引き上げ、適用対象所得の引き下げを検討している

法人税の概要

納税義務者	課税標準	法定税率	実効税率	課税期間	申告期限	納税期限	課税方式
有限会社、株式会社、協同組合、相互保険会社、特定の公共企業等	課税所得から繰越損失等を控除した金額	25.8%	25.8%	事業年度であり、通常暦年	原則翌年の6月1日	通知から6週間以内	賦課課税方式

租税特別措置等の概要

- 法的根拠：税法の本則及び別の租税根拠
- 定義：法律の定めに従って行われる税収の喪失や税収の先送りをもたらす『政府による支出』と考えられ、税法により企図された租税制度とは一線を画すもの
- 適用実態の報告：Tweede Kamer der Staten-Generaal（下院）が報告
- 近年の動向：2023年向け税制改正において、いわゆる「30%ルーリング（外国人就労者に対して最大30%の所得控除を認める制度）」の改正が盛り込まれている

租税特別措置等の効果検証が進んでいる諸外国の取組内容について、効果検証に係る4つの観点で整理した

【第3章】諸外国における租税特別措置等の効果検証の取組内容

4
つの
観点

1 効果検証制度・体制の構築

- 諸外国においては、戦略・ヒト・モノ・カネそれぞれの側面で効果検証制度・体制が構築されている
 - ✓ 政府の効果検証戦略として、租税特別措置等の定期的な評価が規定されている
 - ✓ 分析・評価方法の内容に応じて、行政機関あるいは外部機関が効果検証を実施している
 - ✓ 政策目標のアウトカムを測定するためのデータと政策介入のアクティビティを把握するためのデータが利用できる
 - ✓ 定常的な予算の有無は確認できなかったが、単発の予算で外部委託を実施している

2 効果検証手法の選択

- 諸外国においては、政策評価に関連したガイドラインが存在しており、主に「評価計画の策定」・「データの収集」・「効果検証手法の比較」という3つの観点から整理できる
 - ✓ 評価計画の策定：政策と効果の仮説を明確化する上で、適切な指標の設定方法などが明記されている
 - ✓ データの収集：効果検証に利用可能なデータの収集方法などが明記されている
 - ✓ 効果検証手法の比較：政策評価の実務担当者が適切な効果検証手法を選択することが可能となるように、主要な効果検証手法のメリット・デメリットが明記されている

3 効果検証の実施

- 諸外国においては、研究開発税制や地域投資税制、エネルギー投資税制などの効果検証が実施されている
 - ✓ 租税特別措置等の効果検証では、回帰分析や差の差分析を活用した事例が多い
 - ✓ 自己選択バイアスに対処する方法として、傾向スコアマッチング法を用いた差の差分析を行っている
 - ✓ 租税特別措置等が適切に運用されているか、制度スキームのユーザビリティに関する調査・分析を実施している

4 効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫

- 諸外国においては、「行動変容を促すEAST原則」*1を満たす納税者の理解を得るための取組が実施されている
 - ✓ 評価結果をスコア化し、スコアの可視化を円グラフで分かりやすく表現している
 - ✓ 企業への直接的影響（ミクロ的効果）だけでなく、地域への影響（マクロ的効果）に関する分析結果も取り入れている
 - ✓ 公共データのオープンデータプラットフォームにおける積極的なデータ公開を推進し、当該プラットフォームの訪問者数やページレビュー数が増えている

*1: Easy、Attractive、Social、Timelyの4つの原則で構成されるフレームワーク

(出所) Behavioural Insights Team (2014)「EAST: Four Simple Ways to Apply Behavioural Insights」

ドイツでは共通的な評価スキームを設けて、10年に1回のペースで分野横断（省庁横断）的に租税特別措置等の評価を外部委託し、評価結果が分かりやすく公表されている

【第3章】ドイツ：幅広い租税特別措置等の評価事例（1/2）



ドイツ

幅広い租税特別措置等の評価事例

事例の概要

- ドイツ連邦財務省は、4つの研究機関に委託し、全33の租税特別措置等に対して、共通的な評価スキームを活用し総合評価を実施している。評価に際しては、5つの評価項目（①目的との関連性、②効果（有効性）、③持続可能性、④手段的適合性、⑤透明性とモニタリング）に従って、定量的なスコアを算出し、各措置の評価を実施している。評価の結果、23の措置が合格基準に当たり、10の措置については改善の余地があることが示されている。なお、本評価は2017年から2019年にかけて実施されたものであり、2019年に報告書が公表されている

評価対象

- ドイツ国内の租税特別措置等（全33）
 - ✓ 気候保護や農業の振興などの多様な政策目的へのエネルギー・電力税や自動車税、所得税といった税目に対する措置
 - ✓ 減税総額は、約74億ユーロ（約10兆円）※2018年

実施主体

- ドイツ連邦財務省の委託事業として、ケルン大学FiFo公共経済研究所、ライプニッツ欧州経済研究センター（ZEW）、Ifo研究所及びフラウンホーファー応用情報技術研究所（FIT）の4つの研究機関が共同実施

評価で参考とする情報

- 公開情報
- 委託先の研究機関で保有する情報
 - ※評価に際して、追加の調査（例：ヒアリング、アンケート調査）を実施していることを、本調査では確認できなかった

評価手法

- 以下の5つの評価項目に対して、5段階（右図）の定量的なスコアを使用した上で、5つのスコアを均等に重み付けした合計スコアが算出。合計スコアがGood（0.75）以上であれば「良好」、Sufficient（0.50）であれば「十分」、Weak（0.25）以下であれば「不十分」とされている

【評価項目】

- ①目的との関連性、②効果（有効性）、③持続可能性、④手段的適合性、⑤透明性とモニタリング

●評価スコア

	Insufficient 不足	0,00	Not acceptable in any way
	Weak 弱い	0,25	Findings remain noticeably behind the expected; there is an urgent need for adaptation
	Sufficient 十分な	0,50	Alike school grade "C", i.e. lowest passing grade.
	Good 良い	0,75	Good enough. No urgent need for improvement. But certainly room for improvement.
	Excellent エクセレント	1,00	Nothing can be improved here (details at most).

出所) FiFo Institute for Public Economics, University of Cologne「Evaluierung von Steuervergünstigungen」等を基にデロイトにて作成

ドイツでは共通的な評価スキームを設けて、10年に1回のペースで分野横断（省庁横断）的に租税特別措置等の評価を外部委託し、評価結果が分かりやすく公表されている

【第3章】ドイツ：幅広い租税特別措置等の評価事例（2/2）



ドイツ

幅広い租税特別措置等の評価事例

評価結果

● 総合評価結果の概要

Tabelle 4: Die Evaluierungen in der zusammengefassten Bewertungsübersicht

Kriterium	Score				
	エクセレント ausgezeichnet	良好 gut	十分 ausreichend	不十分 schwach	不足 ungenügend
目的との関連性 Relevanz	6	14	12	1	0
効果（有効性） Wirkungen	1	6	17	9	0
持続可能性 Nachhaltigkeit	2	5	20	5	1
手段的適合性 Instrumentelle Eignung	2	14	8	8	1
透明性とモニタリング Transparenz und Monitoring	0	14	17	1	1
総合評価 Gesamtbewertung	0	6	17	10	0

■ 評価結果の解釈

- ✓ 33の租税特別措置等のうち、6の措置等が「良好」、17の措置等が「十分」とされ、合格基準に当たるとされた。一方で、10の措置等が「不十分」とされている
- ✓ 当該結果の活用として、租税特別措置等の制度の見直し等の動向は確認できなかった

■ 評価の留意点

- ✓ 本評価では4つの研究機関が分担して評価を実施しているが、評価項目の具体的な評価基準（例：不十分とする理由など）を本評価の報告書では確認できていないため、評価基準の統一性が取れない可能性がある

今回の文献調査から考えられる示唆

- 評価結果をスコア化し、**スコアの可視化を円グラフで表現しているため、国民にとって分かりやすいもの**となっている
- **10年に1回ペースでの定期的な評価であるため、評価に必要なデータを十分に確保することが期待できる**。また、定期的に政策効果の検証を行うことの利点として、租税特別措置等の重複や冗長性を考慮した評価スキームを仕組み化することができ、かつ評価に必要な人的資源や財源を計画的に投入することができる。一方、当該評価の経年化により、最新の状況が捕捉できていない可能性が考えられる

イノベーション・ボックスの効果検証事例では、差の差分析（複数期間モデル）による検証の結果、イノベーション・ボックスが企業の研究開発活動を促進している可能性が示されている

【第3章】オランダ：イノベーション・ボックスの効果検証（1/2）



オランダ

イノベーション・ボックスの効果検証事例

事例の概要

- 経済・気候政策省とオランダ財務省は、2010～2012年の期間におけるinnovatiebox（以下、イノベーション・ボックス）の効果検証を実施し、共同で検証結果を議会に報告している。本検証は、研究機関のDialogicや国連大学とマーストリヒト大学の研究機関であるUNU-MERITが実施したものである。計量分析による検証では、主に差の差分析（複数期間モデル）が分析手法として用いられている。検証の結果、イノベーション・ボックスは研究開発に要した時間数を有意に増加させていることから、企業の研究開発活動を促進している可能性が示されている

効果検証対象

- イノベーション・ボックス
 - ✓ 革新的な企業による研究開発の促進や、革新的なビジネス環境の強化が目的
 - ✓ WBSO認定を受けた無形資産からの利益については、軽減法人税率が適用
 - ✓ 予算額は、6億9,700万ユーロ（約1,000億円）※2012年
 - ✓ 適用企業数は、1,956企業※2013年

実施主体

- オランダ財務省の委託事業として、研究機関のDialogicと国連大学とマーストリヒト大学の研究機関であるUNU-MERITが実施

データの把握方法

- CBSの企業マイクロデータ（企業規模等の企業属性に関するデータ）
- WBSOデータ（企業の研究開発活動に関するデータ）

分析手法

- 本検証では、「イノベーション・ボックスがオランダのイノベーション行動やビジネス環境の活性化にどの程度効果的・効率的に寄与しているかを明らかにする」という主要な研究目的が設定されており、研究目的を達成するため、様々なアプローチ（机上調査、インタビュー、オンライン調査、ラウンドテーブル・ミーティング、記述統計分析、計量分析）によって検証が行われている
- 特に、計量分析については、**差の差分析（複数期間モデル）が中心**である
 - ✓ アウトカムは、WBSO時間数（研究開発に要した時間数）を設定している
 - ✓ 自己選択バイアス*1への対処方法として、初めて本措置を利用した年（2008年～2013年）によって、サンプルを分けて推定している

*1 ここでは、もともと研究開発活動に積極的であった企業が、イノベーション・ボックス創設の初期段階で申請しやすいことを意味している

イノベーション・ボックスの効果検証事例では、差の差分析（複数期間モデル）による検証の結果、イノベーション・ボックスが企業の研究開発活動を促進している可能性が示されている

【第3章】オランダ：イノベーション・ボックスの効果検証（2/2）



オランダ

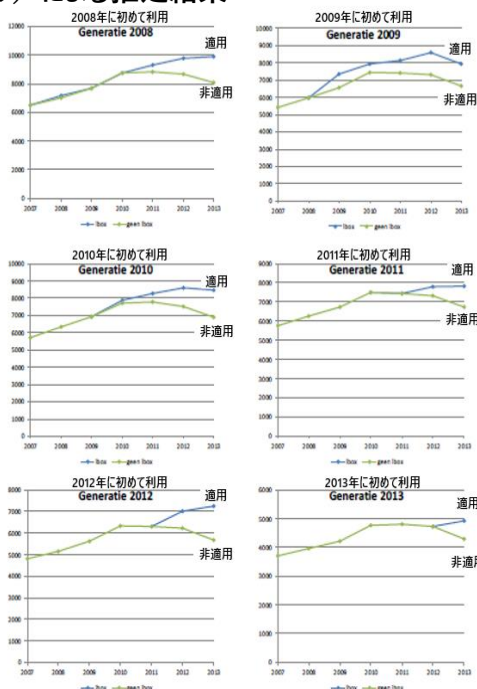
イノベーション・ボックスの効果検証事例

分析結果

● 差の差分析（複数期間モデル）による推定結果

初めて利用した年	効果を測る年	推定結果
Generatie gebruikers	Jaar	
2008	2008	0.021 (0.055)
2008	2009	-0.002 (0.064)
2008	2010	0.002 (0.069)
2008	2011	0.052 (0.067)
2008	2012	0.118 (0.070*)
2008	2013	0.203 (0.075***)
2009	2009	0.112 (0.049***)
2009	2010	0.065 (0.055)
2009	2011	0.092 (0.067)
2009	2012	0.161 (0.067***)
2009	2013	0.179 (0.080***)
2010	2010	0.022 (0.032)
2010	2011	0.061 (0.038)
2010	2012	0.135 (0.042***)
2010	2013	0.208 (0.050***)
2011	2011	-0.000 (0.032)
2011	2012	0.063 (0.037*)
2011	2013	0.153 (0.039***)
2012	2012	0.121 (0.045***)
2012	2013	0.246 (0.051***)
2013	2013	0.137 (0.053***)

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で統計的に有意であることを表す
括弧内は標準偏差を表す



■ 分析結果の解釈

- ✓ 左表は、差の差分析の推定結果である。左から3列目の推定結果の列は、本措置を利用した企業と利用していない企業のWBSO時間数の差を表している。**初めて本措置を利用した年に関わらず、2012年以降は有意な差が認められる。その差は2013年で最も大きく、本措置を利用した企業の方が利用していない企業に比べてWBSO時間数が多い。**（例えば、2008年に利用開始した企業は、利用していない企業に比べ、20%程高い）
- ✓ 右図は、推定結果をグラフ化したものである。縦軸が年間WBSO時間数、横軸が年を表す。**初めて本措置を利用した年に関わらず、適用後に青線（適用企業）が緑線（非適用企業）を上回ることから、利用した企業の方が利用していない企業に比べてWBSO時間数が増加していることが分かる**

■ 分析の留意点

- ✓ 「初めて本措置を利用した年」のみを制御するだけでは、完全に自己選択バイアスを回避できておらず、効果が過大評価されている可能性は否定できないとされている
- ✓ WBSOデータについて、研究開発活動に関する指標で利用可能な変数が少なく、WBSO時間数が唯一複数期間に渡って利用可能な変数と記載されている

今回の文献調査から考えられる示唆

- 複数期間モデルによる差の差分析を採用することで、**効果が発現する時間的なラグを考慮**することが可能である
- 自己選択バイアスを考慮する方法の一つとして、**初めて本措置を利用した年別にサンプルを分けて効果を推定**する方法がある

R&D tax relief for SMEsの効果検証事例では、制度スキームのユーザビリティに関する調査・分析の結果、申請プロセスの円滑化における改善の必要性が示されている

【第3章】イギリス：R&D tax relief for SMEsの効果検証（1/2）



イギリス

R&D tax relief for SMEsの効果検証事例

事例の概要

- HMRCは、R&D tax relief for SMEs（中小企業向けの研究開発税制）の効果検証を実施し、その効果検証結果を取りまとめた報告書を公表している。本検証は、コンサルティング会社のLondon Economicsとリサーチ会社のOMB Researchが共同実施したものである。本検証では、本措置の政策効果検証に加えて、制度スキームのユーザビリティに関する調査・分析が実施されている。その結果、本措置の運用面において、手続きが複雑であるとの課題や、利用者への周知不足などの課題が示されている

効果検証対象

- R&D tax relief for SMEs
 - ✓ 中小企業の研究開発を促進することが目的
 - ✓ 中小企業における研究開発に係る費用の所得控除等が適用
 - ✓ 適用額は、約18億ポンド（2015-16年約29億円）
 - ✓ 適用件数は、36,165社（2015-16年）

実施主体

- HMRCからの委託によって、コンサルティング会社のLondon Economicsとリサーチ会社のOMB Researchが共同実施

データの把握方法

- 申請企業（800名）と非申請企業（400名）に対して、制度スキームのユーザビリティに関するアンケート調査を実施

分析手法

- 本検証では、申請企業（800名）と非申請企業（400名）に対してアンケート調査から取得したデータを用いた定量評価によって検証が行われている
- アンケートにおける質問項目は、右表のとおりである

インタビュー	インタビュー内容
非申請企業	(制度スキームの認知度) ➢ 本措置を認知しているか。 ✓ (認知している場合) 仕組みについても把握しているか。 ✓ (認知していない場合) 他の公的研究開発支援制度を認知しているか。
申請企業	(制度スキームの機能) ➢ 申請手続きのしやすさについて (「簡単」or「どちらでもない」or「難しい」)。 ✓ (「難しい」と回答した場合) その理由は何か。 ➢ 申請手続きにおいて、外部のサポートを利用しているか。 ✓ (外部のサポートを利用している場合) 外部のサポートの種類は何か。

出所) HMRC「Evaluation of the Research and Development Tax Relief for Small and Medium-sized Enterprises」を基にデロイトにて作成

R&D tax relief for SMEsの効果検証事例では、制度スキームのユーザビリティに関する調査・分析の結果、申請プロセスの円滑化における改善の必要性が示されている

【第3章】イギリス：R&D tax relief for SMEsの効果検証（2/2）

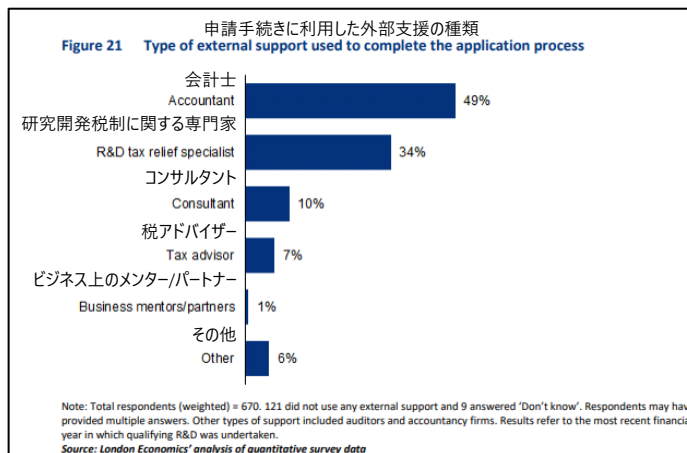
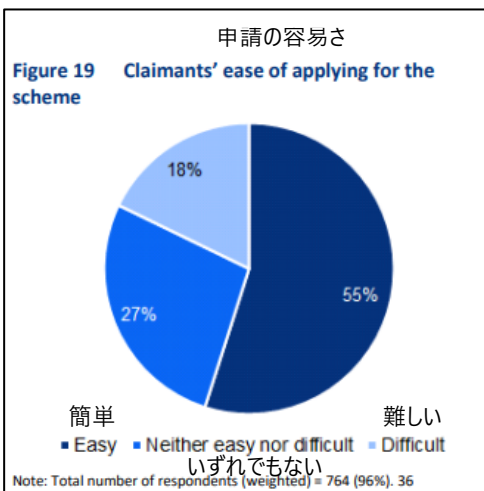


イギリス

R&D tax relief for SMEsの効果検証事例

分析結果

●制度スキームのユーザビリティに関する分析結果



■ 分析結果の解釈

- ✓ 申請者の73%がこの制度の申請プロセスを難しいとは感じていない一方で、84%の申請者が申請に関するサポートを受けている
- ✓ サポートを受けていない申請者は、より申請プロセスを難しいと感じているのではないかと解釈している
- ✓ 以上の調査結果から、申請プロセスの円滑化における改善の必要性が示されている

■ 分析の留意点

- ✓ 本検証の報告書では、分析の留意点やデータの制約等に関する記載は確認できなかった

今回の文献調査から考えられる示唆

- ある特定の租税特別措置等が政策立案者の意図したとおりに運用されているか、または望ましくない副作用が発生していないかなどを把握するために、**政策が適切に機能しているかのプロセス評価を実施**している

ZFU programの効果検証事例では、傾向スコアマッチングを用いた差の差分析による検証の結果、事業創出と雇用面への正の効果と近隣地域への負の効果がある可能性が示されている

【第3章】フランス：ZFU programの効果検証（1/2）



フランス

ZFU programの効果検証事例

事例の概要

- INSEE（フランス国立統計経済研究所）は、「Zones Franches Urbaines（以下「ZFU」という。）」と呼ばれる地域投資税制がZFU適用地域の企業における雇用などの経済活用に与える影響について効果検証を実施している。本検証で使用された主なデータは、INSEEが保有する企業の社会保障に関する年次申告データと企業の所在地情報等を含むデータである。効果検証に当たり、ZFU適用地域の企業と非適用地域の企業で傾向スコア（共変量）を算出し、類似性のある処置群と対照群を設定した上で、差の差分析が実施されている。検証の結果、ZFU適用地域における事業創出と雇用面において有意な効果が認められているが、本措置による近隣地域への負の波及効果も有意に認められたことが示されている

効果検証対象

- ZFU program
 - ✓ ZFU適用地域における企業の設立や移転の促進を図ることが目的
 - ✓ ZFU適用地域の従業員数が50人以下の企業において法人税免除等が適用
 - ✓ 本措置の予算額や適用件数等については、本調査で確認できなかった

実施主体

- INSEEが租税特別措置等の評価を実施
※INSEEは、フランス財務省に所属する国立の研究所以り、フランス国内の国勢調査などを実施している

データの把握方法

- 社会保障に関する年次申告書のデータ（DADS）
（企業の会計情報や支払税額などに関するデータ）
- IRENE directory
（企業の所在地などの登録情報）
- 国勢調査データ（1999年時点）
（地域の社会・人口動態に関する情報）

分析手法

- 本検証では、**傾向スコアマッチングを用いた差の差分析**によって検証が行われている
 - ✓ アウトカムは、新規事業者数、事業所数を設定している
 - ✓ ZFUの効果を把握するため、傾向スコアマッチングと差の差分析を組み合わせている。傾向スコア（共変量）を求める際には、主に当該地域のZFU適用地域までの地理的距離、人口、失業率、青少年（25歳未満）比率、中退者比率、財政的ポテンシャルといった指標が活用されている。本検証では、傾向スコアマッチングによる推定を行った上で、2003年から2007年までの各年におけるZFUの影響効果を測定している

出所) Givord et al.(2013)「Place-based tax exemptions and displacement effects: An evaluation of the Zones Franches Urbaines program」を基にデロイトにて作成

ZFU programの効果検証事例では、傾向スコアマッチングを用いた差の差分析による検証の結果、事業創出と雇用面への正の効果と近隣地域への負の効果がある可能性が示されている

【第3章】フランス：ZFU programの効果検証 (2/2)



フランス

ZFU programの効果検証事例

分析結果

● ZFUが新規事業と雇用に与える影響に関する分析結果

Table 4 ZFUへの移行が企業株式とビジネス人口に与える影響
Impact of the transition to ZFU on stock of companies and business demography.

Variables	Years				
	2003	2004	2005	2006	2007
Stock (Δ Log) 事業所数 Number of establishments	0.01 (0.02)	0.05*** (0.02)	0.07*** (0.03)	0.06** (0.02)	0.05* (0.02)
Amongst companies eligible already present in 2002	-0.00 (0.03)	0.05 (0.04)	0.01 (0.04)	-0.04 (0.04)	-0.03 (0.05)
...with less than 3 employees in 2002	-0.04 (0.04)	0.10 (0.07)	0.07 (0.06)	0.02 (0.05)	0.02 (0.08)
...with more than 4 employees in 2002	0.04 (0.04)	0.03 (0.04)	-0.05 (0.05)	-0.06 (0.06)	-0.04 (0.07)
Amongst companies eligible already present in 2002					
Δ Bankruptcies (for 1000 companies)	0.21 (1.77)	0.30 (2.27)	1.28 (2.33)	-2.45 (1.81)	-0.28 (1.32)
Flow (relatively to the previous stock)					
Δ Births and transfers	0.00 (0.02)	0.06*** (0.02)	0.06* (0.03)	0.08*** (0.03)	0.05** (0.02)
Δ Births	0.01 (0.02)	0.04** (0.02)	0.04* (0.03)	0.05*** (0.02)	0.01 (0.02)
Δ Transfers	-0.00 (0.01)	0.02*** (0.01)	0.02* (0.01)	0.03*** (0.01)	0.04*** (0.01)

Note: All results featured herewith correspond to the preferred specification of propensity-score matching, applied to time differentiated variables. The standard deviation of the estimator is in brackets, estimated by block bootstraps in areas. Three (respectively two, one) stars indicate a 1% significance (respectively 5%, 10%).

■ 分析結果の解釈

- ✓ 新規事業については、ZFUによって2004年から2007年の間に5～8%ポイント増加している。雇用については、全体としてプラス傾向にあり、2007年においては12%ポイント増加している

Table 5 ZFUへの移行が雇用に与える影響
Impact of the transition to ZFU on employment (log).

Variables	Years				
	2003	2004	2005	2006	2007
All companies 雇用 Δ Employment	-0.01 (0.05)	0.04 (0.03)	0.06 (0.05)	0.04 (0.08)	0.12*** (0.05)
Δ Hours	-0.01 (0.04)	0.03 (0.04)	0.08 (0.05)	-0.00 (0.08)	0.12** (0.06)
Amongst companies eligible already present in 2002					
Δ Employment	-0.02 (0.04)	-0.03 (0.05)	-0.06 (0.05)	0.09 (0.08)	0.00 (0.06)
Δ Hours	0.00 (0.04)	-0.05 (0.05)	-0.07 (0.05)	0.09 (0.08)	-0.02 (0.08)
...with less than 3 employees in 2002					
Δ Employment	-0.00 (0.06)	-0.08 (0.07)	0.06 (0.09)	0.09 (0.08)	0.12* (0.06)
Δ Hours	0.02 (0.06)	-0.10* (0.05)	0.03 (0.07)	0.14*** (0.05)	0.02 (0.06)
...with more than 4 employees in 2002					
Δ Employment	-0.05 (0.04)	0.01 (0.05)	-0.05 (0.06)	0.09 (0.08)	0.04 (0.04)
Δ Hours	-0.03 (0.04)	-0.00 (0.05)	-0.08 (0.07)	0.07 (0.09)	0.07 (0.05)

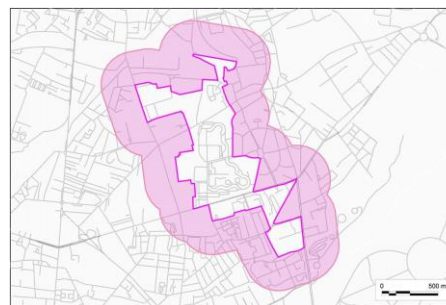
Note: All results featured herewith correspond to the preferred specification of propensity-score matching, applied to time differentiated variables. The standard deviation of the estimator is in brackets, estimated by block bootstraps in areas. Three (respectively two, one) stars indicate a 1% significance (respectively 5%, 10%).

● ZFUの周辺エリアに与える影響に関する分析結果

Table 8 ZFUによる周辺エリア（左記ピンクエリア）への影響
Impact of the ZFU program on a ring around the treated area.

Variables	Years				
	2003	2004	2005	2006	2007
事業所数 Number of establishments	0.01 (0.03)	-0.05** (0.02)	-0.02 (0.02)	-0.09*** (0.04)	-0.08* (0.05)
雇用 Δ Employment	0.03 (0.06)	-0.07 (0.06)	0.02 (0.06)	-0.08 (0.07)	-0.04 (0.06)
Δ Hours 労働時間数	0.05 (0.06)	-0.10* (0.05)	0.01 (0.05)	-0.05 (0.07)	-0.07 (0.10)
Flow (relatively to the previous stock)					
Δ New establishments 新規事業所	-0.05 (0.06)	-0.05 (0.04)	-0.03* (0.02)	-0.07** (0.03)	-0.17 (0.13)
Δ Births 設立	-0.06 (0.06)	-0.04 (0.04)	-0.01 (0.02)	-0.01 (0.02)	-0.06 (0.04)
Δ Transfers 移転	0.01 (0.00)	-0.01 (0.01)	-0.02* (0.01)	-0.06*** (0.02)	-0.12 (0.09)

Note: All results featured herewith correspond to a Gaussian kernel matching method, applied to time differentiated variables. The standard deviation of the estimator is in brackets, estimated by block bootstraps in areas. Three (respectively two, one) stars indicate a 1% significance (respectively 5%, 10%).



■ 分析結果の解釈

- ✓ ZFUの周辺エリアへの波及効果を検証したところ、事業所数については、2004年から2007年の間に2～9%ポイント減少している

■ 分析の留意点

- ✓ 本検証の報告書では、分析の留意点やデータの制約等に関する記載は確認できなかった

今回の文献調査から考えられる示唆

- 本検証では、主に国勢調査のデータを基に傾向スコアマッチングを実施しており、入手可能なデータを工夫活用することで自己選択バイアスを考慮することができる

出所) Givord et al.(2013)「Place-based tax exemptions and displacement effects: An evaluation of the Zones Franches Urbaines program」を基にデロイトにて作成

EIAの効果検証事例では、アンケート調査を活用して「フリーライダー」の推定を行うことで、「フリーライダー」が寄与する効果を除いた正味のエネルギー節約量が算出されている

【第3章】オランダ：EIAの効果検証（1/2）



オランダ

EIAの効果検証事例

事例の概要

- 経済・気候政策省とオランダ財務省は、2012～2018年の期間におけるEIA（エネルギー投資税制）の効果検証を実施し、検証結果を議会に報告している。本検証は、コンサルティング会社のCE Delftが実施したものである。本検証で使用された主なデータは、エネルギー節約量に関するRVOデータと、EIAを適用した企業に対する意識調査である。効果検証に当たり、EIAの適用企業に対して意識調査や投資回収期間の確認を行うことで、「EIAが適用されなくてもエネルギー効率の高い技術への投資を行ったはずの企業」（＝フリーライダー）を特定し、比較グループとしている。そして、エネルギー節約量のうち、比較グループが寄与する分を差し引いた値が正味の効果として示されている

効果検証対象

- EIA（エネルギー投資税制）
 - ✓ エネルギー効率の高い革新的な事業用資産の市場導入を促進し、企業における省エネルギーを実現することが目的
 - ✓ エネルギーリストに記載されている事業用資産への投資が対象
 - ✓ 評価期間中（2017年を除く）、42億ユーロ（約6,000億円）が適用

実施主体

- オランダ財務省の委託事業として、コンサルティング会社のCE Delftが実施

データの把握方法

- RVOデータ（EIAに申請した企業のエネルギー節約量に関するデータ）
- アンケート調査（投資を行う企業に対して実施した企業の意識調査）

分析手法

- 効果検証手法としては、**アンケート調査を活用した分析が中心**である
 - ✓ アウトカムは、エネルギー節約量を設定している
 - ✓ 本検証では、「フリーライダー」*1を考慮した効果検証が行われている。アンケート調査によって、全申請者数に占める「フリーライダー」の割合を特定することで、正味のエネルギー節約量が算出されている

*1補助金等の助成がなくても、同じ時期に行われたであろう省エネ技術への投資は、補助による直接的な結果と考えるべきではない。本検証の報告書上では、このような投資を行う投資家が「フリーライダー」と表現されている

EIAの効果検証事例では、アンケート調査を活用して「フリーライダー」の推定を行うことで、「フリーライダー」が寄与する効果を除いた正味のエネルギー節約量が算出されている

【第3章】オランダ：EIAの効果検証（2/2）



オランダ

EIAの効果検証事例

分析結果

●アンケートの質問項目

No	質問項目
1	EIAがなくても、同じ資産に投資が行われたが、その投資額は少なかっただろう
2	EIAがなくても、同じ資産に後日、投資が行われたはずである
3	EIAがなくても、同じ資産に、同じ時期に投資していた
4	EIAがなければ、同じような新しい資産に投資していたが、既存の資産よりも効果的であった
5	EIAがなければ、別の資産に、別の時期に投資していただろう
6	EIAがなければ、別の資産に、同じ時期に投資していただろう
7	EIAがなければ、投資はまったく行われなかっただろう

●「フリーライダー」の定義

	下限値	上限値	中間値
	Ondergrens	Bovengrens	Middenwaarde
グループA	46%	69%	57,5%
グループB	30%	52%	41,0%
最終的なフリーライダーの割合	30%	69%	49,5%

■ アンケートの結果と「フリーライダー」の推定

- ✓ グループAとBにNo.1～No.7の質問を実施。グループAは該当する項目を択一回答、グループBは5件法（「とてもそう思う」、「そう思う」、「どちらでもない」、「あまりそう思わない」、「思わない」）で回答
- ✓ グループAは、No.4の回答率を「フリーライダー」の下限値、No.1～No.4の回答率の合計を上限値と定義。一方で、グループBは、No.4の回答結果で、「とてもそう思う」だけの回答率を下限値、「とてもそう思う」「そう思う」の回答率の合計をの上限値と定義
- ✓ グループAとグループBの最小値と最大値を採用して、最終的な「フリーライダー」の下限値と上限値（30～69%）を定義

●エネルギー節約量の算出

グロス及び正味の年間エネルギー節約量（2012～2017年）
Tabel 18 - Jaarlijkse bruto en netto energiebesparing, 2012-2017, TJ

Jaar	年間累積量（単位：TJ） Besparingen TJ (finaal)	グロス	正味	
		Bruto	下限（69%のフリーライダー） Ondergrens (69% freeriders)	上限（30%のフリーライダー） Bovengrens (30% freeriders)
2012		5.438	1.686	3.807
2013		5.573	1.728	3.901
2014		6.116	1.896	4.281
2015		8.640	2.678	6.048
2016		10.821	3.355	7.575
2017*		1.742	540	1.219
Totaal		38.329	11.882	26.831

* 2017 betreft de beoordeelde aanvragen tot en met 22 augustus.

■ 分析結果の解釈

- ✓ 「フリーライダー」の割合を考慮してエネルギー節約量の算出を行った結果、全申請者の2012年～2017年におけるグロスのエネルギー節約量が38,000TJ程度であるのに対して、「フリーライダー」を考慮して正味のエネルギー節約量を計算した場合、**下限値12,000（38,000TJの69%を除く）～上限値27,000TJ（38,000TJの30%を除く）の節約効果があると推定している**

■ 分析の留意点

- ✓ 本検証の報告書では、分析の留意点やデータの制約等に関する記載は確認できなかった

今回の文献調査から考えられる示唆

- **補助金等の助成がない場合でも積極的に投資を行う投資家は、「フリーライダー」と呼ばれる。「フリーライダー」が寄与する効果は除外する必要があり、アンケート調査を活用して全申請者に占める「フリーライダー」の割合を推定することで、正味のエネルギー節約量を算出することが可能である**

高品質雇用プログラムの効果検証事例では、傾向スコアマッチングと差の差分析を組み合わせた検証の結果、高品質雇用プログラムが雇用の増加に寄与している可能性が示されている

【第3章】アメリカ：高品質雇用プログラムの効果検証（1/2）



アメリカ

高品質雇用プログラムの効果検証事例

事例の概要

- アイオワ州では、歳入庁のエコノミストが主体となり租税特別措置等の評価を実施し、評価結果を公開している。租税特別措置等のレビューサイクルは5年に1回である。本検証では、傾向スコアマッチングと差の差分析を組み合わせ、HQPプログラム（高品質雇用プログラム）の評価が実施されている。評価では、HQPプログラムを実施しているアイオワ州の郡と、類似する実施していない他の郡（他州を含む）が比較されている。データは、国勢調査局のCounty Business Pattern（年次で公開されている地方経済関連データ）から郡の人口統計や経済変数を取得して利用されている

効果検証対象

- 高品質雇用プログラム
 - ✓ 企業のプロジェクトによって創出された雇用に関連する新規の適格投資に対する所得税控除
 - ✓ 予算額は、2017年から2021年にかけて、1億5,000万ドル（約130億円）が上限
 - ✓ 適用企業数は、2011年から2021年にかけて、1,062件のプロジェクトが支援対象

実施主体

- 歳入庁のエコノミストが主体となり租税特別措置等の評価を実施

データの把握方法

- 国勢調査局のCounty Business Pattern（年次公開の地方経済関連データ）
 - ✓ 郡の人口統計に関するデータ
 - ✓ 郡の経済変数に関するデータ

分析手法

- 本検証では、**傾向スコアマッチングを用いた差の差分析**によって検証が行われている
 - ✓ アウトカムは、郡内の雇用者数が設定されている
 - ✓ 差の差分析を実施するに当たって、自己選択バイアス等のプログラムへの参加と雇用の両方に影響する交絡要因を制御するため、高品質雇用プログラムを実施している郡と人口動態や経済的特性（雇用者数や事業所数等）が類似している郡を傾向スコアによってマッチングしている傾向スコアの推定には、郡内の総雇用者数、事業所数、年間給与額、郡内総雇用者数に占める製造業雇用の割合、平均年間賃金等の変数を用いている

高品質雇用プログラムの効果検証事例では、傾向スコアマッチングと差の差分析を組み合わせた検証の結果、高品質雇用プログラムが雇用の増加に寄与している可能性が示されている

【第3章】アメリカ：高品質雇用プログラムの効果検証（2/2）



アメリカ

高品質雇用プログラムの効果検証事例

分析結果

● 傾向スコアマッチングを用いた差の差分析による推定結果

Table 11. Estimation of Impacts of the HQJ Program on Industry Employment

Parameters	Estimates	Standard Error	t Value	P-Value	
Intercept	-0.38	0.25	-1.5	0.128	切片
Time	-0.48	0.30	-1.6	0.108	事後ダミー
Group	0.33*	0.20	1.7	0.100	介入ダミー
HQJeffect	0.68**	0.31	2.2	0.032	事後ダミー×介入ダミー
W	0.56***	0.01	37.4	<.0001	労働者一人当たりの平均賃金
S	-0.21	0.25	-0.9	0.393	全事業所に占める小規模事業所の割合
U	0.69***	0.15	4.6	<.0001	都市ダミー

* indicates p-value less than 10%

** indicates p-value less than 5%

*** indicates p-value less than 1%

■ 分析結果の解釈

- ✓ 差の差分析の効果を示す事後ダミーと介入ダミーの交差項（HQJeffect）の係数は、0.68で統計的に有意であることから、傾向スコアが類似している高品質雇用プログラムを実施しているアイオワ州の郡と高品質雇用プログラムを実施していないアイオワ州以外の郡を比較した時に、**高品質雇用プログラムを実施しているアイオワ州の郡の方が、雇用者数が68%多い傾向にあること**を示している。以上の結果から、高品質雇用プログラムが雇用の増加に寄与している可能性が示されている

■ 分析の留意点

- ✓ 本検証の報告書では、分析の留意点やデータの制約等に関する記載は確認できなかった

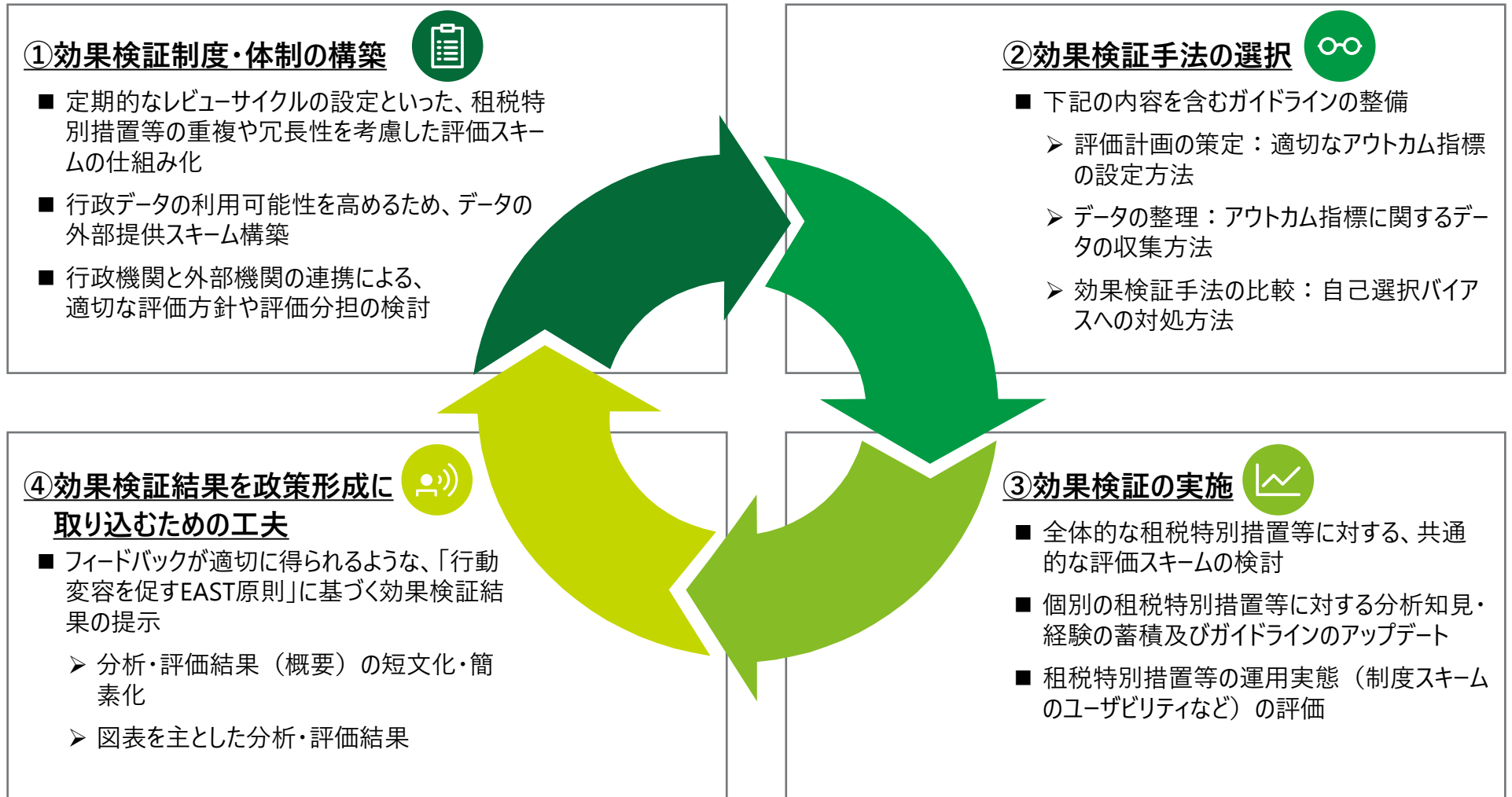
今回の文献調査から考えられる示唆

- 自己選択バイアスを考慮する方法の一つとして、**傾向スコアマッチングによって人口動態や経済的特性（雇用者数や事業所数等）が類似している地域をマッチングした上で、差の差分析による効果を推定する方法がある**

出所) Iowa Department of Revenue「Iowa's High Quality Jobs Program Tax Credits Program Evaluation Study」を基にデロイトにて作成

我が国における租税特別措置等のEBPMを定着させ、評価の質を向上させていくためには、4つの観点に着目し、行政実務に照らし合わせて検討していくことが有用と考えられる

【第4章】我が国の取組への示唆（全体観）



租税特別措置等の効果検証を推進するためには、政府全体の政策評価の取組、人的資源の確保、データの利活用可能性と品質の向上、政策評価の財源確保が重要である



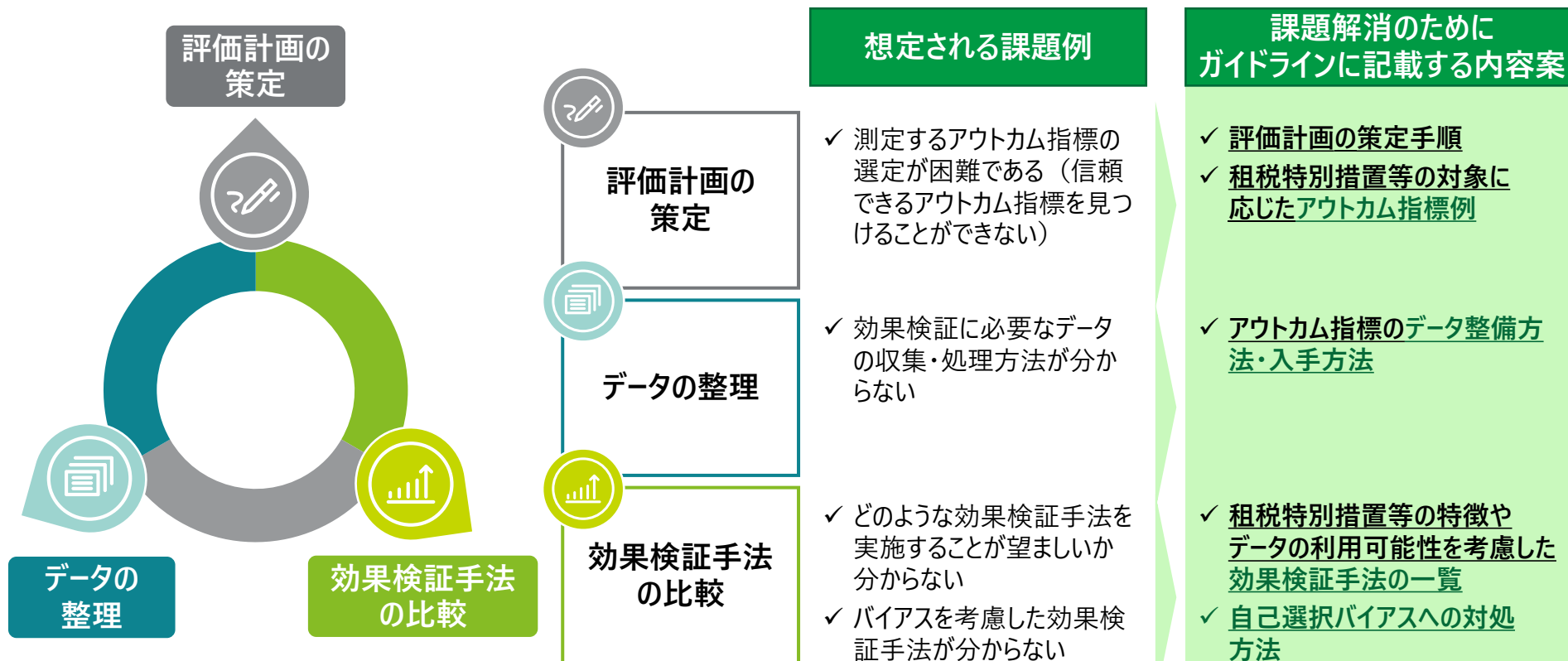
【第4章】我が国の取組への示唆（①効果検証制度・体制の構築）

分類軸	我が国への示唆
<p>戦略</p> <p>政府全体の政策評価に関する取組</p>	<p>定期的に政策効果の検証を行う体制を整えることが望ましく、<u>複数年（例：5年）ごとに定期的に評価することで、評価に必要なデータを十分に確保することが期待</u>できる。<u>定期的に政策効果の検証を行うことの利点として、租税特別措置等の重複や冗長性を考慮した評価スキームを仕組み化</u>することができる【参考事例：ドイツ・オランダにおける定期的な評価の義務化（報告書49ページ参照）】</p>
<p>ヒト</p> <p>人的資源（リソース、能力）</p>	<p>外部機関による分析・評価では、<u>外部委託する直接的な方法と外部の自発的研究を促す間接的な方法の2種類</u>が考えられる。直接的な方法は、外部委託費用などのコスト面の問題はあるが、租税特別措置等の分析対象や評価方法について行政側である程度コントロールしやすく、<u>特定の政策に関する意思決定に参考となるエビデンスを確保することが期待</u>できる【参考事例：オランダやドイツにおける外部委託】。間接的な方法は、行政機関が直接的には関与していないことから、<u>分析結果に対するバイアスの除去などの独立性を担保</u>することができる【参考事例：フランスにおける複数の研究（文献）によるシステムティックレビュー（報告書51ページ参照）】</p>
<p>モノ</p> <p>データの利用可能性と品質</p>	<p>外部機関における効果検証を促すためには、<u>租税特別措置等の効果検証に有用な行政データ等を整理・公開</u>するなど、<u>データの外部提供スキームを省庁横断で体系的に取り組んでいく必要がある</u>。それによって、<u>必ずしも行政機関が主体的に分析・評価を実施せずとも租税特別措置等の効果に関するエビデンスを収集</u>することが期待できる。なお、行政データの利用可能性を高めるためには、<u>外部機関へのヒアリングや共同研究を通じて、分析に求められるデータやフォーマットの標準化や整備を進めていくことが望ましい</u>【参考事例：フランスにおける複数の研究（文献）によるシステムティックレビュー（報告書51ページ参照）】</p>
<p>カネ</p> <p>政策評価の財源確保</p>	<p>定期的な評価を行うことをルール化することで、<u>評価に必要な人的資源や財源を計画的に投入</u>することができる【参考事例：ドイツ・オランダにおける定期的な評価の義務化（報告書49ページ参照）】</p>

政策評価の担当者が効果検証手法を適切に選択するためには、評価計画の策定、データの整理、効果検証手法の比較という観点でガイドラインを整理することが重要である



【第4章】我が国の取組への示唆（②効果検証手法の選択）



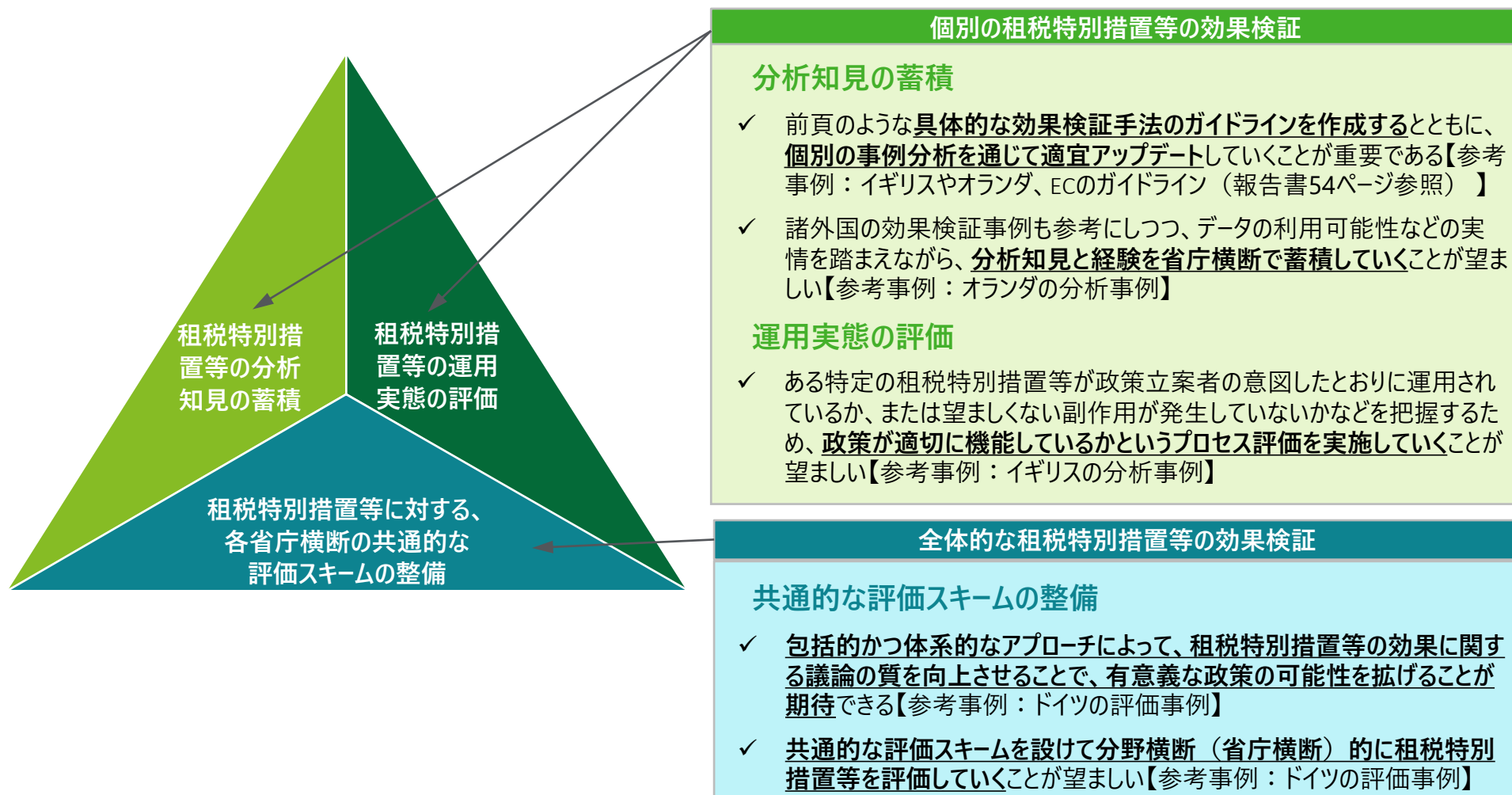
※The Magenta Book（イギリス）やDURF TE METEN（オランダ）、Common methodology for State aid evaluation（EC（欧州委員会））といった政策評価に関する3つのガイドラインの内容から、上記「想定される課題例」及び「課題解消のためにガイドラインに記載する内容案」を整理した

上記3つの観点は、租税特別措置等の企画立案段階から検討することが望ましい。上記内容を含むガイドラインを作成していくことで、各府省における租税特別措置等の効果検証事例の蓄積が進んでいくと考えられる

個別事例を検証して知見の蓄積を図りつつ、政策が適切に機能しているかプロセス評価を取り入れることが望ましい。また、各省庁横断の共通的な評価スキームを整備していくことも、政策評価の議論の質を高めていくために重要である



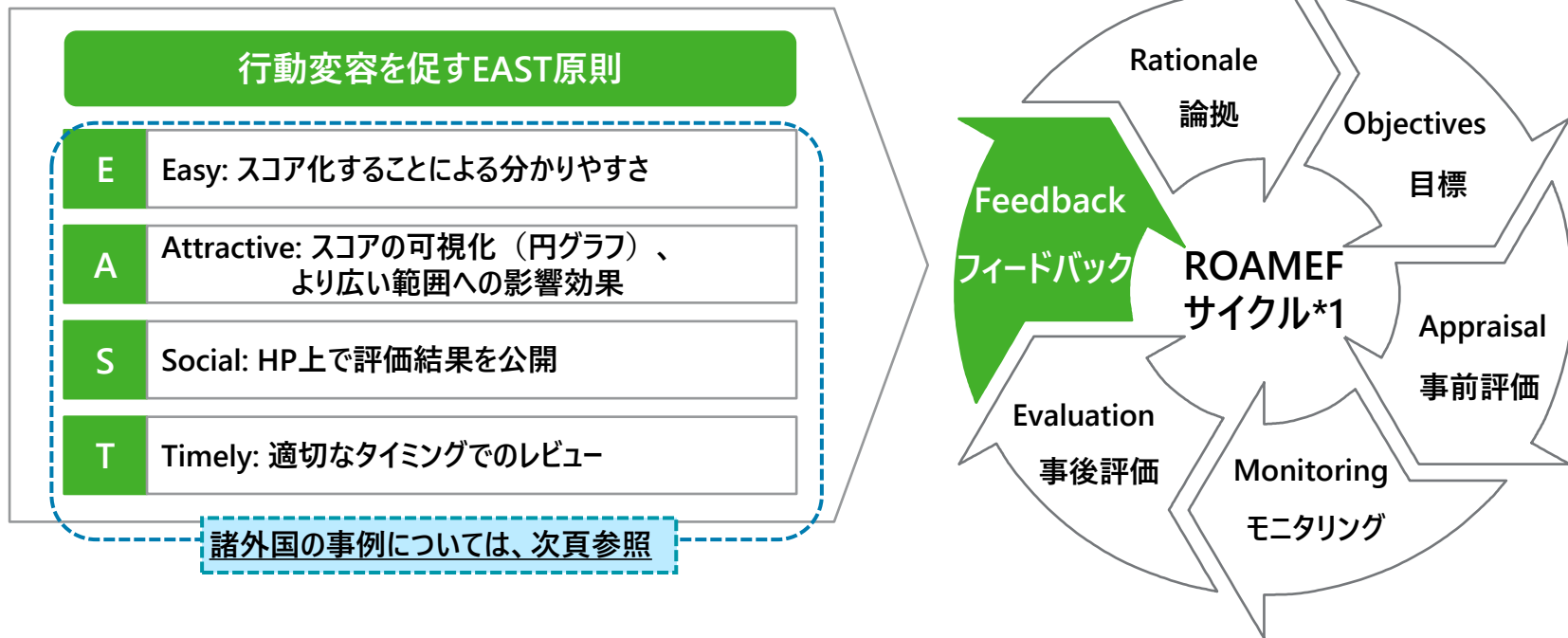
【第4章】我が国の取組への示唆（③効果検証の実施）



効果検証結果を政策形成に取り込むため、検証結果を「簡単に（Easy）、魅力的に（Attractive）、社会的に（Social）、タイムリーに（Timely）」示すことが有効である



【第4章】我が国の取組への示唆（④効果検証結果を政策形成に取り込むための工夫）



*1: ROAMEFサイクルとは、イギリス財務省が策定したグリーン・ブック（The Green Book）で示されているものであり、イギリスにおける政策過程はこの6段階に区分されている。

出所） Behavioural Insights Team (2014)「EAST: Four Simple Ways to Apply Behavioural Insights」,
HM Treasury (2022)「The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government」を基にデロイトにて作成

諸外国では下記のような取組が実施されており、行動変容を促す原則に基づいて効果検証結果を示すことで、政策立案者へのフィードバックとして有効であるほか、国民の興味・関心を喚起する方法としても有効であると考えられる

「行動変容を促すEAST原則」に基づく事例



	行動変容を促すEAST原則	本調査で確認できた事例及び特徴
E	Easy: スコア化することによる分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 評価結果を定性的に記載するだけでなく、<u>定量的なスコアを算出することで分かりやすい評価結果を示している</u>【参考事例：ドイツの評価事例】
A	Attractive: スコアの可視化（円グラフ）、より広い範囲への影響効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 評価結果をスコア化し、<u>スコアの可視化を円グラフで表現する</u>といった一般向けに公表を意識した報告に努め、図表を主とした資料としている【参考事例：ドイツの評価事例】 ■ 企業への影響といった効果をそのまま見せるだけでなく、<u>地域経済への影響など日々の生活と密接に関係する経済効果に変換して見せている</u>【参考事例：イギリスの分析事例（報告書82ページ参照）】
S	Social: HP上で評価結果を公開	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>効果検証結果をHP上などで広く公開</u>しており、かつ公共データのオープンデータプラットフォームにおける積極的なデータ公開を推進している【参考事例：フランスの取組事例（報告書83ページ参照）】
T	Timely: 適切なタイミングでのレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必ずしも毎年レビューを実施しているわけではないが、<u>適切なタイミングでレビューが実施</u>されている【参考事例：ドイツやオランダ、アメリカ各州におけるレビューサイクル（報告書49ページ参照）】

効果検証結果は、文章を短文化・簡素化しつつ図表なども適宜挿入し、より直観的に分かりやすい資料とした上で、できるだけ積極的なデータ公開を行い、適切なタイミングでレビューを実施することが望ましい